

岡崎市総合評定値算定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岡崎市入札参加資格審査要領(平成18年3月8日施行)第8条第1項に定める岡崎市総合評定値の算定方法を定めるものとする。

(算定の時期)

第2条 岡崎市総合評定値は、原則として、毎年1月1日を基準日として算定(以下「算定基準日」という。)し、同年4月1日から翌年3月31日までの入札に使用するものとする。

また、翌年3月31日までに公告し、4月1日以降に開札する入札についても、使用できるものとする。

(評価項目)

第3条 岡崎市総合評定値は、建設工事の種類別ごとに、次に掲げる項目の点の合計によって算定するものとする。

- (1) 経営事項評価点 経営事項審査の総合評定値(P点)とする。ただし、2年ごとに行う定時の入札参加資格審査申請の初年度にあつては、申請時の総合評定値(P点)とし、次年度にあつては、算定基準日に有効な経営事項審査の総合評定値(P点)とする。
- (2) 工事成績評価点 算定基準日の前年の1月1日から12月31日までに完成した工事の岡崎市工事成績評定表の評定点合計及び請負金額(当初に取り交した契約書の請負金額とし、変更契約を行ったものであつても同様とする。)に応じ、別記1の算定方法により求める点とする。ただし、工事の完成日は、完成届の提出日とし、完成検査及び修補の完成の日が12月31日を超えた場合にあつても同様とする。
- (3) 高成績評価点 算定基準日の前年の1月1日から12月31日までに完成した工事の岡崎市工事成績評定表の評定点合計が80点以上の工事1件につき5点を加算する。ただし、評価点の上限は50点とする。
- (4) 技術者数評価点 経営事項審査の総合評定値通知書に記載された技術職員数のうち1級技術者数に応じ、技術者1名につき5点を加算する。ただし、評価点の上限は50点とする。
- (5) ISO認証取得点 経営事項審査の総合評定値通知書に記載されたISO認証取得状況に応じ、ISO9001の認証済について30点、ISO14001の認証済について20点とし、両方が認証済のときは50点とする。
- (6) 入札参加停止経歴点 算定基準日の前年の1月1日から12月31日までの間に入札参加停止措置を受けていた月数(月数に1か月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1か月とする。)に対して、1か月当り10点を減点する。ただし、入札参加停止措置を受けた1案件の入札参加停止期間が14日以下の場合は(入札参加停止期間の満了日が開始日の翌年である場合は開始日の属する年を対象とする。)1か月当り5点を減点する。
- (7) チャレンジ加点 工事の入札、施工及び検査等に際し、新規の制度や先進的な手法等について、積極的に取り組む姿勢を評価する項目とし、評価項目及び配点は別に定めて明示するものとする。

(激変緩和措置)

第4条 岡崎市総合評定値は、前条により算定した岡崎市総合評定値と、直前の算定基準日に算定した岡崎市総合評定値を比較し、より大きい値を採用するものとする。

(随時登録及び業種追加した者の算定)

第5条 定時以外の時期に入札参加資格審査申請を行った者及び業種追加申請を行った者の総合評定値は、資格の申請月に合わせて算定するものとし、有効期限は、適用開始日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 前項の算定は、追加を行った業種のみ算定するものとし、業種追加申請以前から登録されている業種の再度の算定は行わないものとする。
- 3 廃業又は取下げ申請を行い、その後、随時登録又は業種追加し、次年度の総合評定値を算出す

る場合は第2条の算定基準日とする。

(再度の算定の特例)

第6条 岡崎市総合評定値の算定は、次の算定基準日までは再度の算定は行わないものとする。ただし、岡崎市総合評定値と有資格者の経営状況が著しく乖離したと認められる場合で、市長が特別に認めた場合はこの限りでない。

(岡崎市総合評定値の通知)

第7条 第3条で算定した岡崎市総合評定値は、有資格者に文書で通知するものとする。通知は第3条各号の項目ごとに行うものとする。

2 通知には、今回及び前回に行った算定結果の2期分の岡崎市総合評定値を記載するものとし、第4条の判定を行った後に、適用する岡崎市総合評定値を明示するものとする。

附 則

この基準は平成18年3月8日から施行する。

附 則

この基準は平成19年1月4日から施行する。

附 則

この基準は平成19年9月20日から施行する。

附 則

この基準は平成22年1月4日から施行する。

附 則

この基準は平成26年1月6日から施行する。ただし、平成25年度に実施する競争入札に参加する者の総合評定値の算定基準については、従前の例による。

附 則

この基準は令和3年1月4日から施行する。ただし、令和2年度に実施する競争入札に参加する者の総合評定値の算定基準については、従前の例による。

附 則

この基準は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和6年1月1日から施行する。

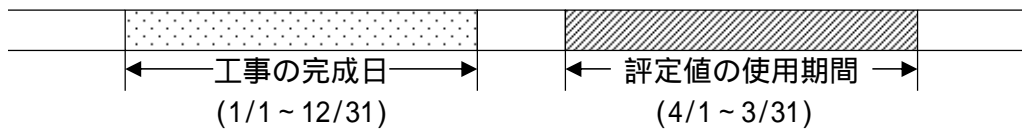
別記 1

岡崎市総合評定値算定基準第 3 条第 2 号の工事成績評価点の算定方法は、下記の方法によるものとする。

評価の対象とする工事の期間

工事成績評価点は、算定基準日の前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに完成した工事を評価の対象とする。ただし、工事の完成日は、完成届の提出日とし、完成検査及び修補の完成の日が 12 月 31 日を超えた場合にあっても同様とする。

算定基準日(1/1)



工事成績評価点の算定式

$$\text{工事成績評価点} = \left((\text{工事成績} - 65 \text{点}) \times \quad \right) \text{の年間累計} \times$$

: 金額調整値
: 補正係数

金額調整値 () について

岡崎市工事成績評定表により通知された工事ごとに下記金額調整値 () を適用するものとする。ただし、請負金額は当初に取り交した契約書の金額とし、変更契約を行ったものであっても同様とする。

請負金額	金額調整値 ()
1,000万円未満	1.0
2,000万円未満	1.2
3,000万円未満	1.4
5,000万円未満	1.6
7,000万円未満	1.8
1億円未満	2.0
1億円以上	2.5

補正係数 () について

建設工事の種類別の別 (29 業種) ごとに、その業種で最大の評価を得ている者の評価を 300 点に調整する補正係数 () を算出し、年間累計得点に乘じるものとする。

補正係数 () の算出は、算定基準日ごとに行い、岡崎市総合評定値の通知に合わせて補正係数の値を明示するものとする。

数値基準

基準 1 : (工事成績 - 65 点) × の計算結果は、少数点以下第 2 位を四捨五入し、少数点以下第 1 位とする。

基準 2 : 補正係数 () は、少数点以下第 4 位を四捨五入し、少数点以下第 3 位とする。

基準 3 : 工事成績評価点は、少数点以下第 1 位を四捨五入し、整数とする。

工事成績評価点の算定例

年間累計の算出

A社（8本の工事を完成）

No	工事成績	請負金額		得点
工事1	76点	500万円	1.0	$(76 - 65) \times 1.0 = 11.0$ 点
工事2	77点	4,500万円	1.6	$(77 - 65) \times 1.6 = 19.2$ 点
工事3	75点	2,000万円	1.4	$(75 - 65) \times 1.4 = 14.0$ 点
工事4	78点	8,000万円	2.0	$(78 - 65) \times 2.0 = 26.0$ 点
工事5	82点	3,500万円	1.6	$(82 - 65) \times 1.6 = 27.2$ 点
工事6	71点	800万円	1.0	$(71 - 65) \times 1.0 = 6.0$ 点
工事7	74点	2,000万円	1.4	$(74 - 65) \times 1.4 = 12.6$ 点
工事8	77点	8,000万円	2.0	$(77 - 65) \times 2.0 = 24.0$ 点
				年間累計得点 140.0点

B社（5本の工事を完成）

No	工事成績	請負金額		得点
工事1	68点	8,000万円	2.0	$(68 - 65) \times 2.0 = 6.0$ 点
工事2	62点	8,000万円	2.0	$(62 - 65) \times 2.0 = -6.0$ 点
工事3	77点	4,000万円	1.6	$(77 - 65) \times 1.6 = 19.2$ 点
工事4	68点	12,000万円	2.5	$(68 - 65) \times 2.5 = 7.5$ 点
工事5	72点	2,500万円	1.4	$(72 - 65) \times 1.4 = 9.8$ 点
				年間累計得点 36.5点

C社（3本の工事を完成）

No	工事成績	請負金額		得点
工事1	75点	2,500万円	1.4	$(75 - 65) \times 1.4 = 14.0$ 点
工事2	82点	3,500万円	1.6	$(82 - 65) \times 1.6 = 27.2$ 点
工事3	78点	5,500万円	1.8	$(78 - 65) \times 1.8 = 23.4$ 点
				年間累計得点 64.6点

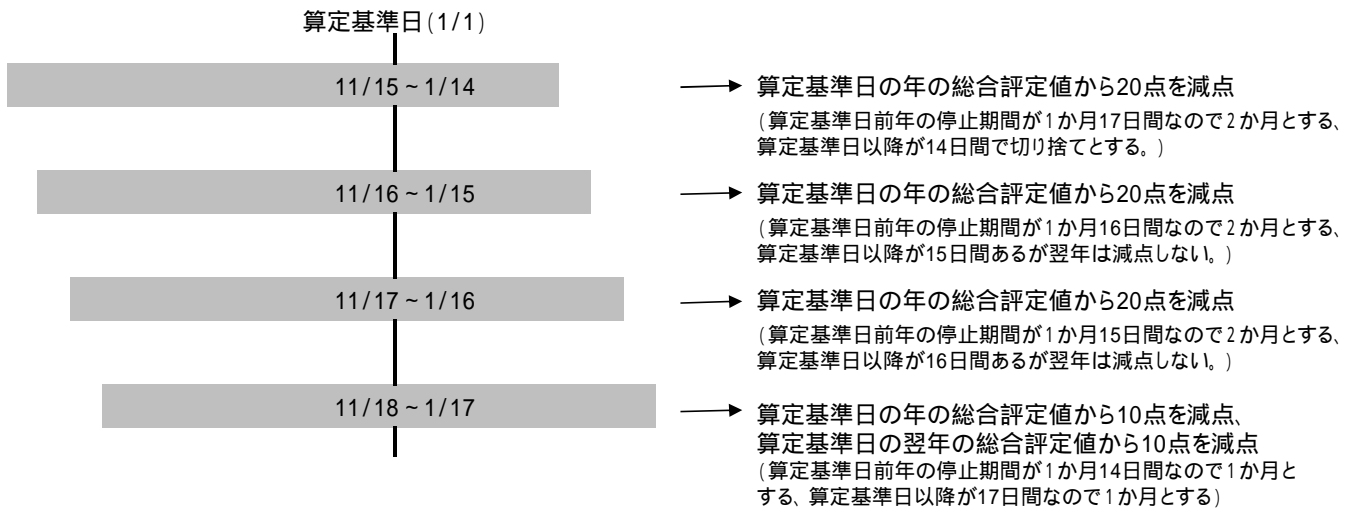
補正係数 による補正（最大評価の建設業者を300点に補正）

	A社（最大評価）	C社	B社
年間累計得点	140.0点	64.6点	36.5点
補正係数（ ）	$= 2.143 \quad (300 \text{点} \div 140 \text{点})$		
工事成績評価点	300点	$64.6 \text{点} \times = 138 \text{点}$	$36.5 \text{点} \times = 78 \text{点}$

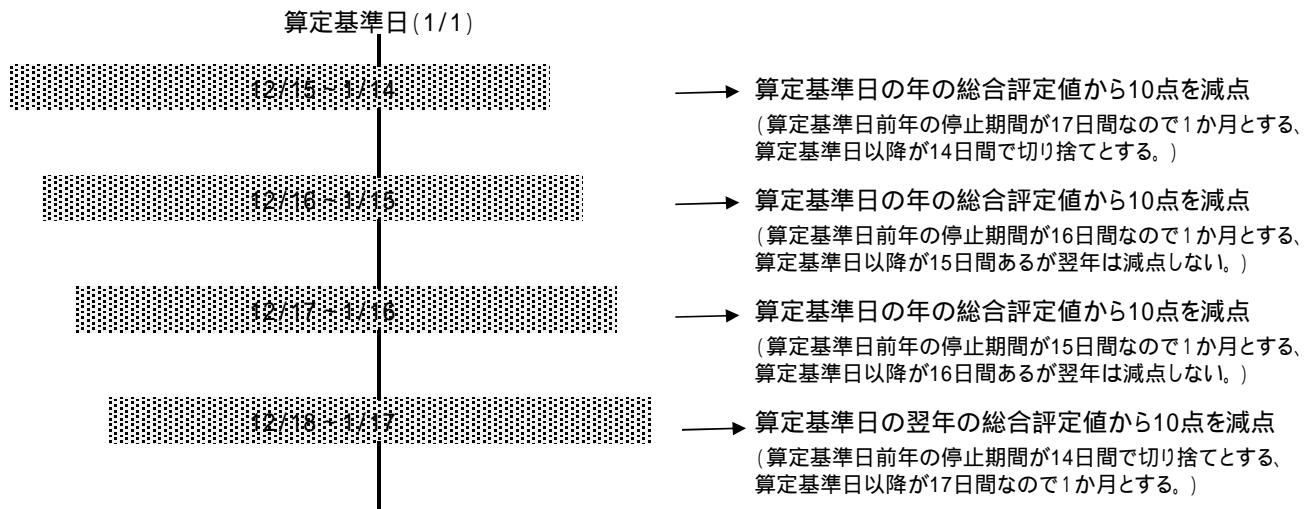
(参考)

入札参加停止期間の満了日が翌年の算定基準日以降となる場合の入札参加停止経歴点の算定例

入札参加停止期間が2か月の場合



入札参加停止期間が1か月の場合



入札参加停止期間が2週間の場合

